

<h1>廃棄物管理運用手順書</h1>	文書 No. P62	承認	作成
	第 1 版		
	制定 0X/08/01		
	改訂		
総務部長			

1. 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、我が社から排出される廃棄物が不法投棄されることを防ぐとともに、廃棄物が環境負荷をなるべく発生させないような方法で処理されるようにすることを目指す。

2. 全体の流れ

責任	手順	関連文書
総務部	当社から排出される不要物について、リサイクル等、処分を前提としない引取先を探し、継続的に譲渡するように契約を取り交わす。	
総務部	一般廃棄物、産業廃棄物のそれぞれについて、不法投棄しないと期待するに足りる業者を選定し、契約を取り交わす。	業者選定の手順 (4項)
全社員	日頃から廃棄物(リサイクルされるもの含む)の発生の抑制に務める。	
各部	必要に応じ、発生した廃棄物が分別されて一時置いておかれる場所を用意する。	
全社員	発生した廃棄物を基準に従って分別し、注意事項に従って、屋外ゴミ集積場に集める。	廃棄物の分別、保管場所 (3項)
総務部	毎週末ゴミ集積所を点検し、廃棄物の分別、隔離、保管状態を確認する。	廃棄物集積場所点検記録 (F6701)
総務部	廃棄の度、廃棄物の種類ごとに産業廃棄物管理票(マニフェスト)を発行し、その後を追跡する。	マニフェスト取扱の手順 (5項)
総務部	定期的収集運搬を必要としない種類の廃棄物に関して、集積量を見計らって、不法投棄をしないと期待するに足りる業者と臨時処理契約を取り交わして処分する。こちらでも、マニフェストを発行して管理する。	マニフェスト取扱の手順 (5項)

3. 廃棄物の分別、保管場所及び処理方法

		種 類	保管場所(表示等)	処理方法
産業 廃棄物	汚 泥	汚泥(ピット汚泥)	設備 ピット内 (酸洗場)	産廃業者
			設備 ピット内 (実験室)	
		汚泥(濾過汚泥)	産廃物倉庫 鉄パレ (排水汚泥・酸洗場)	産廃業者
			廃棄物倉庫 鉄パレ (排水汚泥 実験室)	
	廃 油	廃油類 (廃油、廃切削油、研磨剤等)	危険物倉庫 ドラム缶 (廃油)	産廃業者
		廃油類 (塗料缶、廃塗料、廃ソナー等)	塗装工場内 1斗缶 ()	
		廃油類(ブース廃水)	塗装工場内 ブース ()	
		廃油類 (試薬、分散媒、オイル等)	分析室 ポリ容器 ()	
	廃 プ ラ ス チ ク 類	ポリ容器 (マシン油等)	実験材倉庫前 鉄パレ (商店)	業者引き取り
		ポリ容器 (薬品類)	実験材倉庫前 鉄パレ ()	業者引き取り
		プラスチック類 (溶接芯線スプール)	実験材倉庫前 鉄パレ (商事)	業者引き取り
		プラスチック類 (溶接棒ケース)	実験材倉庫前 鉄パレ (産業)	業者引き取り
		ポリ容器 (トナーボトル)	事務所 (コピー機回り)	業者引き取り
		その他粗大ゴミ (ポリ容器、プラスチック・ゴム屑)	実験材倉庫前 鉄パレ (粗大ゴミ)	産廃業者

		種類	保管場所(表示等)	処理方法
産業廃棄物	金属屑	金属屑(超硬チップ)	機械工場内 (超硬チップ回収箱)	運搬業者 (リサイクル)
		金属屑 (切粉、スクラップ、不良品等)	各工場内 (SS)	
		缶類 (飲料缶を除く)	スクラップ置き場 (SS)	
		金属屑 (ステンレススクラップ)	スクラップ置き場 (SUS)	
	媒じん	ばいじん (砥石、溶接加、粉じん等)	廃棄物倉庫横 ドラム缶 ()	産廃業者
特菅物	その他	廃棄乾電池	資材部 (使用済み電)	業者引き取り
一般廃棄物	リサイクル紙類	リサイクルできる紙 (コピー用紙類)	各部署 リサイクルBOX ()	リサイクル業者
		リサイクルできる紙 (段ボール)	倉庫棟 2F (段ボール)	リサイクル業者
		リサイクルできる紙 (新聞紙、雑誌、カタログ等)	倉庫棟 2F (雑誌類)	
	再使用布類	再使用できる布類 (軍手、革手袋)	塗装工場 (軍手・革手袋)	洗濯業者
	一般ごみ	可燃ごみ (紙屑、繊維屑、木屑等)	廃棄物倉庫 鉄パレ (可燃)	市収集車
		プラスチックゴミ (容器包装プラスチック)	廃棄物倉庫 鉄パレ (プラスチック)	
		ガラス類 (蛍光灯、電球等)	廃棄物倉庫 ホリ容器 (蛍光灯)	
		缶類・ペットボトル (飲料水)	廃棄物倉庫 ホリ容器レ (カン)(ビン)	
	生ごみ	生ゴミ (動物性残渣等)	町内収集場所	市収集車
	粗大	粗大ゴミ (廃棄OA機器等)	実験材倉庫前 鉄パレ (粗大ゴミ)	業者引取り

4. 廃棄物収集、処理、処分業者の選定

責任	手順	関連文書
総務部	運搬・収集、中間処理の両方を行う業者の中から、処理費用に関して極端に安くない業者のうち、安価な業者を選び出す。	
総務部	業者自身の収集運搬業、中間処理業の許可証のコピーの提出を受ける。 また、その業者が最終処分を依頼するすべての処分場の処分業許可のコピーも提出を受ける。	環境情報伝達手順書(P05)
総務部	業者を査察し、適正に処理が行われていること、処理能力に対して過大な廃棄物を受け入れていないこと、一時保管量が適正であること。依頼すると示された最終処分場へ、実際に搬出している記録が備えられていることを確認する。	
総務部	依頼すると示された最終処分場が実在することを確認する。	
総務部	法定内容に則った契約を、その業者と取り交わす。	

・収集・運搬者と中間処理業者が別であると、業者の責任が軽くなり過ぎ、また万が一不法投棄された際に責任の所在がわかりにくくなるため、同時に行う業者を選定する。この考えからは、最終処分業も兼ねていた方が望ましいのだが、それでは選択の幅が狭くなりすぎるので、そこまでは求めない。

5. マニフェストの取扱い

責任	手順	関連文書
総務部	廃棄物の搬出に当たって、法定のマニフェストを発行し、必要事項を記入する。A票は控えとして保管する。	産業廃棄物管理票 (社外書式)
総務部	B2票、D票が返送されたなら受理した日付を記入の上保管する。この時点でA票は破棄して構わない。廃棄物を搬出して90日以内に返送されないときは、県知事に届け出る。	産業廃棄物管理票 (社外書式)
総務部	E票が返送されたなら受理した日付を記入の上保管する。廃棄物を搬出して180日以内に返送されないときは、県知事に届け出る。	産業廃棄物管理票 (社外書式)
総務部	B2票、D票、E票を5年間保管する。	産業廃棄物管理票

- ・マニフェストの書式は全国産業廃棄物連合会のものが一般的であるが、法定内容を満たすならこれだけでなく構わないし、電子マニフェストでも良い。

6. 記録

記録名	フォーム No.	保管期限	保管責任者
廃棄物集積場所点検記録	P62F01	1年間	総務部
産業廃棄物管理票	指定様式	5年間	総務部